

# 新たな技術士CPD登録制度

## 〔取り組みのすすめ〕

- ① 技術士CPD活動実績を公的に証明
- ② 名刺に活動実績公的証明「技術士（CPD認定）」を記載して活用
- ③ 技術士CPD活動を通じて関係学協会間の連携・協力を促進
- ④ 技術士の認知度向上により活躍の場が拡大
- ⑤ 公的発注機関の技術者評価への活用
- ⑥ 民間企業の評価基準や人材育成のツールとして活用

### ① 技術士CPD活動実績を公的に証明

CPD活動実績を技術士登録簿に記載申請すれば、「基準CPD時間」、「推奨CPD時間」、「技術士（CPD認定）」の認定要件を達成した技術士は、日本技術士会ホームページに名簿が掲載されます。このことにより自分のCPD活動実績を通じて、技術士としての資質の向上への取り組み(継続研さん)状況を、公的に第三者に説明が可能となりました。

いつでも、どこからでも、技術士自身の継続研さんの状況を公的に説明できるツールができ、これを技術士が活用できるようになりました。

基準CPD時間：20CPD時間/年度

推奨CPD時間：50CPD時間/年度（うち技術者倫理1CPD時間以上：但し2021年度までの実績には不要）

技術士（CPD認定）：250CPD時間/5年度間（うち技術者倫理5CPD時間以上、但し2021年度までの実績には不要）

### ② 名刺に活動実績公的証明「技術士（CPD認定）」を記載して活用

CPD活動実績を技術士登録簿に記載申請し、「技術士（CPD認定）」の認定要件を達成した技術士は、名刺に「技術士（CPD認定）」を表記して、CPD活動の公的証明をアピールすることができます。

### ③ 技術士CPD活動を通じて関係学協会間の連携・協力を推進

CPD登録を行っている関係学協会が参加した「CPD活動関係学協会連絡会」が結成され、そのメンバーである「技術士CPD実施法人」の発行するCPD活動実績証明書をもって、技術士CPD登録簿への記載申請ができるようになりました。また、連絡会では、技術士CPD活動の実施状況について日本技術士会から情報提供するとともに、CPDのあり方、CPDの相互承認の推進等について意見を求め、広くCPD活動の発展に努めることとしています。

連絡会の活動を通じて、これまで以上に、日本技術士会と関係学協会間の連携が図られ、技術士CPD活動への取り組みに関する一層の協力が期待されます。

### ④ 技術士の認知度向上により活躍の場が拡大

新たなCPD登録制度は、認定要件を達成した技術士の名簿の公表、名刺等への標記、ロゴマークの使用等は技術士の認知度を向上させるとともに、日本技術士会のCPD活動だけでなく、技術士が所属している関係学協会のCPD活動を活発にする公的なしくみです。技術士は関係する学協会のCPD活動において、認知度の向上によりリーダーシップを発揮してそれぞれの立場、分野等で活躍する場が広がります。

### ⑤ 公的発注機関の技術者評価への活用

新たなCPD登録制度は、CPD活動実績を公的に証明する仕組みです。現在、公的発注機関の技術者評価においては、技術士資格とCPD活動実績が個別に評価されていますが、今後は、基準CPD時間、推奨CPD時間、技術士（CPD認定）等の認定基準の達成者を新たな評価基準としての採用や、新たなCPD登録制度に基づく技術士データベースの活用を要請するなど、公共調達に関係する省庁に活用を働きかけていく予定です。

### ⑥ 民間企業の評価基準や人材育成のツールとして活用

新たなCPD登録制度に基づく、基準CPD時間、推奨CPD時間、技術士（CPD認定）等の認定基準の達成者数は、新たな企業の評価の一つです。また、企業として達成者を増やすことは、人材育成のツールとして活用でき、ひいては技術者の人事評価での利用も考えられます。

今後は、経済団体等へ、新たなCPD登録制度の説明と活用を要請していくこととしています。

※ その他、日本技術士会HP掲載名簿を活用して、各技術士の独自のアイデアで、独自のメリットを生み出していくことも可能です。

※ 「技術士CPD活動実績の管理及び活用制度」の詳しい説明は、以下のQRコードよりご覧ください。

